

議第33号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

(三島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 三島市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年三島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(三島市障害程度区分判定審査会条例の一部改正)

第3条 三島市障害程度区分判定審査会条例(平成18年三島市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例の一部改正)

第4条 三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例(平成24年三島市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第2号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士